

施策名:イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があるが、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

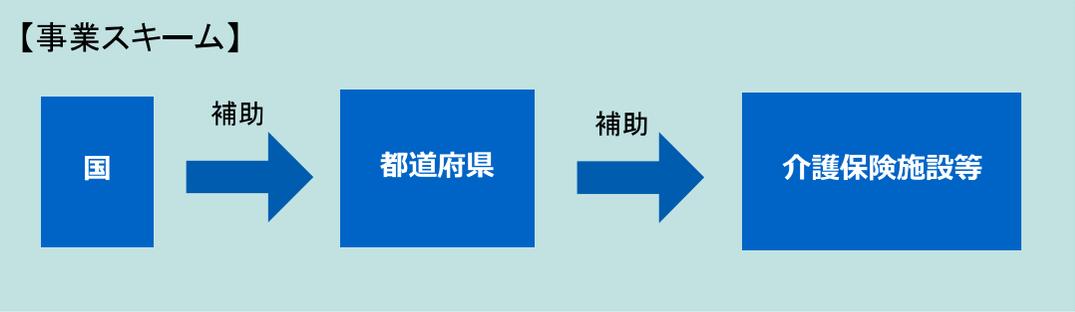
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)実施主体
都道府県
- (2)補助上限額
定員1人あたり1.8万円
- (3)補助率
国:10/10(都道府県事務費 国:10/10)
- (4)補助対象
介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- (5)補助対象経費
食材料費



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

介護施設等に対するサービス継続支援事業と重点支援地方交付金について

- 重点支援地方交付金については、地域の実状に応じて取り組んでいただき、本補助金については緊急的な支援として、全国一律で一定の額を補助するもの。

介護施設等に対するサービス継続支援事業

対象施設

介護老人福祉施設(地域密着型含む)
介護老人保健施設
介護医療院
短期入所生活介護
養護老人ホーム
軽費老人ホーム



重点支援地方交付金による支援

地域の実状に応じた足下の物価上昇への対応

対象施設

自治体において柔軟に設定

本補助金と重点支援地方交付金双方の利用について

【基本的な考え方】

地域の実情に応じて足下の物価上昇に対応するための重点支援地方交付金に加えて、本事業において緊急的な支援の一時金として、一定の額の補助を実施する。

【双方利用の例】

- 本事業の対象外の施設に対する補助については、重点支援地方交付金を活用する。
- 本事業の補助対象6施設のうち、4施設については補助金で対応し、2施設については重点支援交付金を活用する。

※ なお、お示しした本事業における所要見込み額は緊急的な一時金として必要と見込まれる額を措置するものであり、さらに地域の実情に応じた個別の事情がある場合には個々の事情に応じた支援メニューを活用すること等を検討いただきたい。